

山村振興法の改正に関する特別要望書

我が国の山村は、日本人としての精神の原点として国を支えてきた力の源であり、食料・森林資源の生産はもとより、国土の保全・災害防止、水資源の涵養、自然環境の保全、景観の形成、歴史・伝統文化の伝承等、多面的・公益的機能の発揮に重要な役割を担ってまいりました。このような国民の共有財産と言うべき山村は、国土の約5割にも及んでおり、そこを人口のわずか2.5パーセントの住民が守っております。

山村を取り巻く環境は、近年、人口減少・高齢化の進展、これに伴う集落機能の衰退や自然災害・鳥獣被害の多発等により厳しさを増してきましたが、加えて、新型コロナウイルスの蔓延、地球温暖化、ウクライナ問題など世界情勢が激変し、山村地域もまた、コロナ禍、気象災害の頻発、諸物価の高騰などにより大きな打撃を被っております。

その一方、脱炭素や生物多様性保全という世界的な課題の下で、山村が果たしている環境保全・災害防止の機能及び二酸化炭素の吸収源としての機能が広く国民に再確認されるとともに、コロナ禍に直面する中で都市への人口集中の弊害が意識され、人口の地方分散が必要であると改めて認識されたところであり、山村振興法により示されている多面的・公益的機能について更なる充実を図る重要性は、ますます高まっております。

国におかれでは、以上の認識の下に、下記の事項の実現を図られるよう強く要望致します。

記

1. 令和7年3月末に現行の山村振興法が期限を迎えることから、山村が国土・国民生活において果たす重要な役割や山村が抱える現下の問題点を十分に踏まえつつ、内容を充実して山村振興法を延長すること。
2. 国土面積の半分にも及ぶ山村において、将来にわたって地域社会が持続し、国土が適切に管理されることとなるよう、東京一極集中を改め、地方への人の流れを形成するとともに、長期的展望に立って、山村の地域力の維持と質的強化を図ること。